

子どもの権利条約などの詳しい内容はこちらから

子どもの権利条約



(公財)
日本ユニセフ協会
ホームページ

こども基本法



こども家庭庁
ホームページ

東京都こども
基本条例

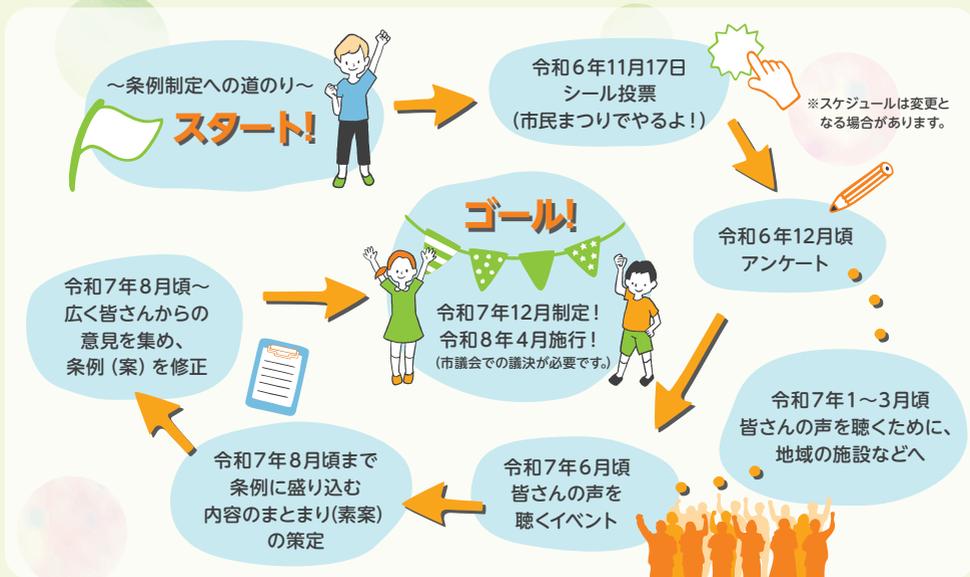


東京都
ホームページ

【自分や周りのことで困ったとき・悩んだときは…】

身近な大人や学校の先生に相談してみましょう。その他にも相談場所があります。

相談できる場所	電話番号	曜日・時間
「こどもの人権110番」 (法務省)	0120-007-110	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
話してみなよ —東京子供ネット— (東京都)	0120-874-374	月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日・祝 午前9時～午後5時 (12月29日～1月3日を除く)
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310	24時間受付 (年中無休)



編集・発行

〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
TEL: 03-3430-1111 (代表)
狛江市子ども家庭部子ども若者政策課企画政策係

みんなの「声」で狛江が変わる!

私たちの声を聴いて!

～(仮称)子ども条例制定に向けて～



狛江市では皆さんの今と未来の幸せのために、皆さんが日々感じていることや意見をききながら一緒に条例を作りたいと考えています。右のQRコードからみなさんの声を聴かせてください!

イラスト：狛江市に住む中学生



(仮称)子ども条例について詳しくはこちら
こまえ子育てねっと

なぜ狛江市で条例を制定するの？

私たちには大人と同じように多くの権利があり、
私たちにしかない権利もあります。
日常生活で次のようなモヤモヤはありませんか？



私たちの気持ちや権利などが尊重され、守られるためには
ルールをきちんと決めることが大切です！！
狛江市は、私たちが幸せに暮らせるようにするため、
条例を制定することにしました。

※条例とは…皆さんが幸せに暮らすために自治体独自で定めているまちのルールのことをいいます。

「子どもの権利条約」って何ですか？

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中の全ての子どもたちもつ
権利を定めた条約で、1989年に国連で採択されました（日本は1994年に批准）。

この条約では、18歳未満の人が子どもとして規定されており、子どもが権利の主体で
あるととらえられています。

「子どもの権利条約」の4つの原則

この4つの原則は、それぞれ条文に書かれた権利で、
こども基本法にも取り入れられており、大切な原則となっています。

差別の ないこと

全ての子どもはあらゆる
差別を受けない権利
があります。

子どもにとって 最もよいこと

大人は、子どもに関する
ことを決めるとき、「子どもに
とって最もよいことはなに
か」を考えます。

大人は子どもの命が守
られ、子どもが学び、
自分らしく成長できる
ように手助けし、見守
ります。

命を守られ 成長できること

子どもは自分に関係のある
ことについて、自由に意見
を言うことができます。
大人は、子どもの「意見」と
「行動（意見を言う）」を大切
にします。

子どもの意見 の尊重